

居 宅 介 護 支 援 契 約 書

令和 3 年 4 月 1 日改訂版

社 会 福 祉 法 人 勝 山 幸 寿 会

さ つ き 苑 居 宅 介 護 支 援 セ ン タ ー

居宅介護支援契約書

様(以下、「利用者」といいます)と社会福祉法人勝山幸寿会
(以下「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり
契約します。

第1条(契約の目的)

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

第2条(契約期間)

この契約の期間は、_____年 _____月 _____日から利用者の要介護認定または要支援認定(以下、「要介護認定等」といいます)の有効期間満了日までとします。

- 2 契約満了日までに利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条(介護支援専門員)

事業者は介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命しその選定または交代を行った場合は、利用者にその氏名を文書で通知します。

第4条(居宅サービス計画作成の支援)

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- (1) 利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- (2) 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、事業者等の情報を公正中立に利用者およびその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- (3) 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- (4) 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- (5) その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第5条(経過観察・再評価)

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- (1) 利用者およびその家族と毎月連絡をとり、経過の把握に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- (3) 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

第6条(施設入所への支援)

事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

第7条(居宅サービス計画の変更)

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更をします。

第8条(給付管理)

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、福井県国民健康保険団体連合会に提出します。

第9条(要介護認定の申請に係る援助)

事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。

- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

第10条(サービスの提供の記録)

事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。

- 2 利用者は、事業所の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
- 4 第12条1項から3項の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ利用者が希望した場合、事業者は直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

- 5 介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等について適切な個人情報の取り扱いを求めた上で、書面又は電磁的な対応を行います。

- (1)重要事項説明書
- (2)居宅介護支援契約書
- (3)アセスメントシート
- (4)居宅サービス計画書 第1表～第7表

第11条(料金)

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は、重要事項説明書のとおりです。
料金が変更になった場合には、内容に関して説明を行い変更に同意をもらいます。

第12条(契約の終了)

- 利用者は、事業者に対して、文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、人員不足等やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- 3 事業者は、利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- (1)利用者が介護保険施設に入所した場合
 - (2)利用者の要介護認定区分が、非該当者(自立)と認定された場合
 - (3)利用者が死亡した場合

第13条(個人情報の保護)

- 事業者は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

第14条(秘密保持)

事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密保持は、契約終了後も同様です。

- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、利用者に係る他の居宅サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、利用者又は利用者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。
- 4 上記の情報提供に関しては、本契約の締結をもって同意を得るものとします。

第15条(事故発生の防止および発生時の対応)

事業者は、事故の発生またはその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じます。

- (1)事故が発生した場合の対応および次号に規定する報告の方法を記載した事故発生防止のための指針を整備します。
- (2)事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備します。
- (3)事故発生の防止のための委員会および職員に対する研修を定期的に行います。
- 2 事業者は、利用者に対する居宅介護支援サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村等、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録する。
- 4 事業者は、利用者に対する居宅介護支援サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- 5 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入します。

第16条(身分証携行義務)

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第17条(苦情対応)

事業者は、提供した居宅介護支援サービスに関する利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置します。

- 2 事業者は、提供した居宅介護支援サービスに関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
- 3 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告します。
- 4 事業者は、提供した居宅介護支援サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民

健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

- 5 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告します。

第18条(人権の擁護および虐待防止のための措置)

事業所は、利用者の人権の擁護および虐待の防止等のため、次に掲げる措置を講じます。

- (1)虐待の防止に関する責任者の選定
 - (2)成年後見制度の利用支援
 - (3)従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
- 2 職員は、事業所内および利用者の居宅その他の場所において、当事業所の職員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者のこと)その他の者により、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

第19条(善管注意義務)

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第20条(本契約に定めのない事項)

利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

【ご利用者様】（代理人を選任する場合はご利用者の押印は不要です）

住 所 :〒 -

氏 名 : 印

電話番号 :

【ご家族様(代理人)】

住 所 :〒 -

氏 名 : 印

ご利用者様との続柄・ご関係:

電話番号 :

【事業者】

住 所 : 福井県勝山市片瀬第15号22番地

事業者 : 社会福祉法人 勝 山 幸 寿 会

代表者 : 理事長 平 泉 泰 印

電話番号 : 0779-87-7711

同 意 書

私と貴法人との間の介護保険法にもとづき締結した、利用契約書の秘密保持に関し、貴法人が、私のよりよき介護のためのサービス 担当者会議等において、私の個人情報を、契約の有効期間中用いる ことに同意します。

令和 年 月 日

【ご利用者様】

住 所 : _____

氏 名 : _____ 印

【ご家族様(代理人)】

住 所 : _____

氏 名 : _____ 印

ご利用者様との続柄ご関係: _____

社会福祉法人 勝山幸寿会

理事長 平 泉 泰 殿

